



栃木県公報

平成25年
6月21日(金)
号外
第52号

目次

条 例

○栃木県子ども・子育て審議会条例の制定	2
○災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部改正	3
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	4
○栃木県県税条例の一部改正	5
○栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正	6
○職員の給与の特例に関する条例の制定	6

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県子ども・子育て審議会条例の制定（栃木県条例第51号）

1 設置（第1条関係）

子ども・子育て支援法第77条第4項及び児童福祉法第8条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、栃木県子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置くこととしました。

2 組織（第2条関係）

(1) 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び子ども・子育てに関し学識経験のある者のうちから、知事が任命することとしました。

(2) 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができるとし、臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命することとしました。

3 会長及び副会長（第4条関係）

審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任することとしました。

4 会議（第6条関係）

(1) 審議会の会議は、会長が招集することとしました。

(2) 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととしました。

(3) 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとしました。

5 その他

審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。

6 施行期日等

(1) この条例は、規則で定める日から施行することとしました。

(2) 栃木県社会福祉審議会条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部改正（栃木県条例第52号）

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができることとするため、所要の規定の整備をすることとしました。（題名、第1条～第3条及び別表関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第53号）

1 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。

2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）

3 この条例は、一部を除き、平成25年7月1日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第54号）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 県民税の利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定することとしました。(第19条関係)
 - 2 県民税の配当割の特別徴収義務者について、割引債の償還金に係る差益金額が課税対象とされることに伴い、当該差益金額の支払を取り扱う者を指定対象に加えることとしました。(第47条関係)
 - 3 所要の規定の整備をすることとしました。
 - 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成28年1月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇**栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正**(栃木県条例第55号)
- 1 栃木県菅川治第二発電所の最大出力の変更に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第4条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◇**職員の給与の特例に関する条例の制定**(栃木県条例第56号)
- 1 職員の給料月額について、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職務の級又は号給に応じ100分の4.7、100分の7.7又は100分の9.7に相当する額を減額すること等のため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年7月1日から施行することとしました。
 - (2) 従前の職員の給与の特例に関する条例は、廃止することとしました。

条 例

栃木県子ども・子育て審議会条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十一号

栃木県子ども・子育て審議会条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条第一項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、栃木県子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び子ども・子育てに関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解

任されるものとする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 栃木県社会福祉審議会条例(平成十二年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条第一項」を削る。

(こども政策課)

災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十二号

災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例（昭和五十二年栃木県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例

第一条中「災害派遣手当及び」を「災害派遣手当、」に改め、「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条に規定する派遣された職員（以下「新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員」という。）に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第二条の見出しを「（災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）」に改め、同条中「又は国民保護等派遣職員」を「国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員」に、「又は武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

第三条中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

別表備考一中「又は国民保護等派遣職員」を「国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（人事課）

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十三号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十の二の項の次に次のように加える。

<p>十の三 栃木県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>足利市、栃木市、佐野市、小</p>
--	----------------------

(一) 条例第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項、第三十九条の五第一項並びに第三十九条の六において準用する条例第十条及び第十一条第三項の規定による届出の受理等	山市、真岡市、 下野市、上三川 町、野木町及び
(二) 条例第三十九条の七の規定による報告の受理等	岩舟町

別表第一の二十九の七の項第九号中「第二十二条の八第一項第五号」を「第六十条第一項第五号」に改め、同項第十号中「第二十二条の八第一項第十号」を「第六十条第一項第十号」に改め、同項第十一号中「第二十二条の十一第一項第三号」を「第六十三条第一項第三号」に改め、同項第十二号中「第二十二条の十一第一項第五号」を「第六十三条第一項第五号」に改め、同項第十三号中「第二十二条の十五」を「第七十二条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の二十九の七の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十一日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第五十四号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの

第二十一条の二第四号中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

第四十七条中「又は租税特別措置法」を「租税特別措置法」に改め、「規定する上場株式等の配当等」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額」を加える。

第五十二条中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の第十九条第一項第五号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき利子等について適用し、施行日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。

3 改正後の第十九条第一項第七号及び第五十二条の規定は、施行日以後に行われる特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、施行日前に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

4 改正後の第四十七条の規定は、施行日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき特定配当等については、なお従前の例による。

(税務課)

栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十五号

栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「二、四〇〇」を「二、六〇〇」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(企業局)

職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十六号

職員の給与の特例に関する条例

(職員の給与の特例)

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「給与条例」という。）第五条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十号。以下「平成十八年改正給与条例」という。）附則第七条の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と当該給料の額との合計額。以下この条において同じ。）は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、給与条例第五条及び

平成十八年改正給与条例附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎額」という。）から、基礎額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当、勤勉手当及び退職手当並びに給与条例第九条の規定による給料の調整額の算定に用いる給料月額は、基礎額とする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	三級以下	百分の四・七
	四級から六級まで	百分の七・七
	七級以上	百分の九・七
公安職給料表	四級以下	百分の四・七
	五級から七級まで	百分の七・七
	八級以上	百分の九・七
研究職給料表	二級以下	百分の四・七
	三級及び四級	百分の七・七
	五級	百分の九・七
医療職給料表(一)	一級	百分の四・七
	二級及び三級	百分の七・七
	四級	百分の九・七
医療職給料表(二)	三級以下	百分の四・七
	四級から六級まで	百分の七・七
	七級	百分の九・七
医療職給料表(三)	四級以下	百分の四・七
	五級及び六級	百分の七・七
	七級	百分の九・七

(公立学校職員の給与の特例)

第二条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号。以下「学校職員給与条例」という。）第六条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額（栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十八年栃木県条例第十八号。以下この条において「平成十八年改正学校職員給与条例」という。）附則第六条の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と当該給料の額との合計額。以下この条において同じ。）は、特例期間において、学校職員給与条例第六条及び平成十八年改正学校職員給与条例附則第六条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎額」という。）から、基礎額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得

た額に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当、勤勉手当及び退職手当並びに学校職員給与条例第八条の規定による給料の調整額の算定に用いる給料月額は、基礎額とする。

給料表	職務の級	割合
教育職給料表(一)	二級以下	百分の四・七
	特二級以上	百分の七・七
教育職給料表(二)	二級以下	百分の四・七
	特二級以上	百分の七・七

(一般職の任期付職員の給与の特例)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号。以下この条において「任期付職員条例」という。）第七条第一項に規定する特定任期付職員給料表又は任期付職員条例第八条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（任期付職員条例第七条第三項の規定の適用を受ける職員を含む。）の給料月額（平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と当該給料の額との合計額。以下この条において同じ。）は、特例期間において、任期付職員条例第七条及び第八条並びに平成十八年改正給与条例附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎額」という。）から、基礎額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（任期付職員条例第七条第三項の規定の適用を受ける職員にあつては、百分の九・七）を乗じて得た額に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当、勤勉手当及び退職手当並びに給与条例第九条の規定による給料の調整額及び学校職員給与条例第八条の規定による給料の調整額の算定に用いる給料月額は、基礎額とする。

給料表	職務の級又は号給	割合
特定任期付職員給料表	四号給以下	百分の七・七
	五号給以上	百分の九・七
特定業務任期付職員行政職給料表	三級以下	百分の四・七
	四級から六級まで	百分の七・七
	七級以上	百分の九・七
特定業務任期付職員研究職給料表	二級以下	百分の四・七
	三級及び四級	百分の七・七
	五級	百分の九・七
特定業務任期付職員医療職給料表(一)	一級	百分の四・七
	二級及び三級	百分の七・七

特定業務任期付職員医療職給料表(二)	四級	百分の九・七
	三級以下	百分の四・七
	四級から六級まで	百分の七・七
	七級	百分の九・七
特定業務任期付職員医療職給料表(三)	四級以下	百分の四・七
	五級及び六級	百分の七・七
	七級	百分の九・七
特定業務任期付職員教育職給料表(一)	二級以下	百分の四・七
	特二級以上	百分の七・七
特定業務任期付職員教育職給料表(二)	二級以下	百分の四・七
	特二級以上	百分の七・七

(一般職の任期付研究員の給与の特例)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第四号。以下この条において「任期付研究員条例」という。)第五条第一項又は第二項に規定する給料表の適用を受ける職員(同条第四項の規定の適用を受ける職員を含む。)の給料月額(平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と当該給料の額との合計額。以下この条において同じ。)は、特例期間において、任期付研究員条例第五条及び平成十八年改正給与条例附則第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この条において「基礎額」という。)から、基礎額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる号給の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(任期付研究員条例第五条第四項の規定の適用を受ける職員にあつては、百分の九・七)を乗じて得た額に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の算定に用いる給料月額は、基礎額とする。

給料表	号給	割合
任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表	三号給以下	百分の七・七
	四号給以上	百分の九・七
任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表	全ての号給	百分の七・七

附 則

- この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。
- 職員の給与の特例に関する条例(平成二十一年栃木県条例第五十四号)は、廃止する。

(人事課)